

# 市原市立五所小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月（改訂）

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### （1）基本理念

児童はかけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（暴力や言動等）を排除する。

#### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法より】

【市原市いじめ対応マニュアルP1「いじめ問題に対する学校の取組について」参照】

### （2）基本方針

① 学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、五所小学校の教職員の意見、及び児童・保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。

② いじめは、人として決して許されない行為であることは確かであるが、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。

③ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめ対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅をめざしていく。

④ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽や虚偽の説明をすることのないようにする。

⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果を知らせるとともに意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

## 2 いじめ防止等のための組織について

### (1) 生徒指導委員会について

生徒指導委員会	生徒指導担当
【会議の開催計画】	職員会議の前後に2回 ・ 必要に応じて開催
【構成メンバー】	生徒指導担当・養護教諭・特別支援担当・学級担任で 職員会議前に話し合い、その後全職員で共通理解を図る。
【委員会の内容】	・ 生徒指導の月目標や具体的な取り組み等を話し合う。 ・ 生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等の共通理解を図る。 ・ いじめについて (いじめアンケート結果や教育相談週間で相談内容の確認と対応の検討) ・ 各学年の児童の問題行動の確認と対策 (保護者対応を含む)
【その他】	・ 毎月の職員会議で生徒指導の問題 (いじめ・問題行動・不登校) 児童の確認 ・ 職員打ち合わせで生徒指導上の問題等の共通理解を図る

### (2) 学校いじめ問題対策委員会について

【会議の開催計画】	年2回 (学校評議員会時に行う) ・ その他必要に応じて開催
【構成メンバー】	校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学校評議員  ※ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を 加えるなどの方法によって対応する
【役割について】	① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、 検証及び修正の中核としての役割 ② いじめの相談・通報の窓口としての役割 ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有 を行う役割 ④ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、 いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体 制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核と しての役割

【市原市いじめ対応マニュアルP6「1 学校いじめ問題対策委員会の設置」参照】

### 3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。【本校基本方針P11「いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画」参照】

#### (1) 学校として

- ① アンケート調査（「先生あのね」・hyperQ-U・学校生活アンケート）・個人面談（6月・12月）、いじめゼロ月間、いじめゼロ集会（6月・9月）、交流集会（隔月）、あいさつ運動（9月・1月）、奉仕活動（2月）等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 道徳授業公開、いのちを大切にしているキャンペーンにともなう標語づくり、豊かな人間関係づくり実践プログラム各学年年間4時間の実施等、指導計画に基づく計画的、組織的な指導を行う。
- ③ ネット上のいじめでの被害や加害を防ぐために携帯電話やパソコン等の利用のマナーに関する指導を行う。

【市原市いじめ対応マニュアルP5 6「ネット上のいじめについて」参照】

- ④ 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ⑤ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。
- ⑥ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑦ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修（4・9月）等で確認する。

【市原市いじめ対応マニュアルP2「第1章 いじめの理解」、

P12 2(2)「具体的な初期対応」参照】

- ⑧ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### (2) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。《児童会によるいじめゼロ集会、いじめゼロ宣言、イエローリボンの取組、児童会からの提案の支援等》。

#### (3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがあ

る。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員による支援体制を確認する。

- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反することとなる。

### (3) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童及び保護者に指導していく。

【市原市いじめ対応マニュアルP6 2「いじめの未然防止」、  
P10「いじめの発見と対応の流れ」、P14「3（2）警察等の関係機関との連携」 参照】

## 4 いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

【市原市いじめ対応マニュアルP22「いじめ発見チェックシート（教員用）参照】

### (1) 学校として

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議や生徒指導部会等で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
- ② スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。  
【市原市いじめ対応マニュアルP7 3（1）「計画的ないじめアンケートの実施」参照】
- ③ 保護者と連携（保護者との面談や電話連絡）を図りいじめの早期発見に努める。いじめがあった場合の児童の変化の特徴等を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動に努める。

【市原市いじめ対応マニュアル「小さなサインを見逃さないで！」参照】

### (2) 教職員として

- ① 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。

【市原市いじめ対応マニュアルP22「いじめ発見チェックシート（教員用）参照】

- ② 担任を中心として連絡帳を活用して家庭と連携して児童の生活の様子を共有し、日常の教育活動を見守る中で、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。

【市原市いじめ対応マニュアル P10 「いじめの発見と対応の流れ」参照】

## 5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

### (1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### (a) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### (b) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護

者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

## (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。
- ④ 加害児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに青少年指導センター・警察との連携による措置も含め、対応する。

## (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

【市原市いじめ対応マニュアルP8「4 いじめへの対処」、  
P10「いじめの発見と対応の流れ」参照】

## (4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応について

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ③ 性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ不安等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑤ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 6 いじめ防止等のための取組状況の評価

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

評価にあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されるように行う。

## 7 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出すことは卑怯な行為ではないと理解させ、「はなす勇氣」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを学校だよりや懇談会等を通して児童、保護者に発信する。

### 【五所小学校の相談窓口】

・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。また、月2回、スクールカウンセラーも来校しています。カウンセラーだよりを参照してください。

五所小学校 0436-42-2400

学校以外の相談・通報窓口

【市原市いじめ対応マニュアルP20 第4章「関係機関との連携」 参照】

## 8 いじめを認知した場合の対処

### (1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに教頭、

学年主任、校長等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

【市原市いじめ対応マニュアル P13 「3 重大事態が発生した場合の対応」 参照】

## (2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該生徒や周囲の児童生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

【市原市いじめ対応マニュアル P7 (1) 「計画的ないじめアンケートの実施」  
P15 「聴き取り記録」 参照】

## (3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、(場合によっては地域)の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

## (4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

【市原市いじめ対応マニュアル P20 「関係機関との連携」、  
P21 5 「その他の関係機関相談先」 参照】

# 9 いじめの指導

## (1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習(活動)させる等の措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外を問わず見守れる環境を整備する。

## (2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する（学校いじめ問題対策委員会）。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童生徒の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラー等を交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

### （３） 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。

また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

【市原市いじめ対応マニュアルP 8 4 「いじめへの対処」、  
P 1 0 「いじめの発見と対応の流れ、P 2 0 第4章「関係機関との連携」 参照】

## 1 0 重大事態の発生と調査及び対処について

### （１） 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童にして行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

### （２） 重大事態への対処

- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ② 最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。なお、報告期限等については、重大事

態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

- ③ 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織（生徒指導部会）を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合はあることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。

【市原市いじめ対応マニュアルP15「聞き取り記録」、P16「いじめに係わる事実確認票」、P17「対応記録」、P18「事故発作時の一報」、P19「事故報告書」参照】

- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

【市原市いじめ対応マニュアルP13「重大事態が発生した場合の対応」、P14 3（2）「警察への報告などについて」参照】

## 11 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

### 学校評価項目

- ・いじめの未然防止、早期発見に関する取り組み（アンケート調査・個別面談）は適切に行われているか。
- ・いじめの未然防止、早期発見、再発を防止するための（生徒指導会議・学校いじめ問題対策委員会）の話し合い、職員の共通理解での取り組みが効果的に行われているか。

## 12 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	1年生をむかえる会（児童会主催） 家庭訪問（全家庭訪問） 生徒指導委員会 職員研修（いじめの理解と対応）
5月	学校いじめ問題対策委員会 交流集会（児童会主催）

	hyperQ-Uアンケート・生徒指導委員会
6月	学校生活アンケート・児童と担任の個別面談 生徒指導委員会 職員研修 (hyperQ-Uアンケートの分析とその活用) いじめゼロ集会 (児童会主催)
7月	交流集会 (児童会主催) 保護者面談 生徒指導委員会・学校評議員会 中学校区民情情報交換会 (生徒指導情報交換) 保護者・学校職員による学校評価アンケート
8月	
9月	いじめゼロ月間 いじめゼロ集会 (児童会主催) 道徳授業全校公開 ・ 生徒指導委員会 職員研修 (事例研修)
10月	交流集会 (児童会主催) 生徒指導委員会
11月	五所ふれあいフェスタ (PTAバザー) 生徒指導委員会
12月	学校生活アンケート・児童と担任の個別面談 生徒指導委員会
1月	保護者・学校職員・学校評価委員による学校評価アンケート 生徒指導委員会
2月	学校いじめ問題対策委員会・学校評議員会 6年生学区清掃パトロール (地域防犯団体の協力の下) 6年生を送る会 生徒指導委員会
3月	問題行動アンケート 全校児童状況分析会議 情報交換 (小学校と中学校) 生徒指導委員会